平成２４年（フ）第１５１３号
京都市山科区西野様子見町１番地２　市住１―865号室
債務者　小見山初美
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１５４５号
京都市左京区吉田神楽岡町172番地７　ウイステリア神楽岡103号
債務者　小川　三郎
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１３号
京都府京田辺市三山木田中２番地11　セゾン田辺104号、前住所京都府綴喜郡井手町大字井手小字浜田３番地　１－２号
債務者　野田　育代
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３３号
京都市伏見区日野田頬町36番地27
債務者　小川　光枝
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３４号
京都市伏見区羽束師志水町３番地１　シェルクール206
債務者　宮崎　一也
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１２１０号
大阪府松原市田井城４丁目９番28―101号
債務者　最上　克子
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１３３７号
堺市堺区南田出井町１丁４番７―402号、営業所の所在地堺市堺区北瓦町１－４―13　ティサンビル南館１Ｆ
債務者　ホルモン貴一こと　浦野　慎司
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１３４８号
堺市北区南花田町241番地１
債務者　新川　政春
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２号
大阪府河内長野市木戸東町５番23―401号
債務者　森口　英樹
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３号
大阪府河内長野市木戸東町５番23―401号
債務者　森口有美子
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２１号
堺市堺区大浜中町３丁４番９号　大浜グリーンヴィラA101号
債務者　友﨑　清成
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第６７号
堺市堺区旭ヶ丘北町２丁３番18号　幸福文化102号
債務者　與儀ヒサ子
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２３号
香川県高松市鬼無町是竹531番地
債務者　森　　慎二
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第１６号
北海道伊達市網代町104番地18　サンコーポ102、前住所北海道伊達市西浜町93番地15
債務者　黒坂　　強（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成25年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第５７８号
新潟県燕市富永310番地22　ガストハウス102号、前住所新潟県燕市下粟生津2979番地24　サニーハイツ２号
債務者　駒澤　　博
1　決定年月日時　平成25年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５８５号
新潟市中央区幸町２番５号　コーポ上和１―A
債務者　小野智佳是
1　決定年月日時　平成25年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５８６号
新潟市中央区浜浦町１丁目77番地
債務者　井上　眞澄
1　決定年月日時　平成25年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
新潟地方裁判所民事部